

○三芳町ホームページバナー広告掲載基準

平成19年1月12日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町有料広告物取扱要綱(平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、町が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三芳町ホームページ(以下「町ホームページ」という。) 町が管理するホームページで、<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、次のとおりとする。ただし、特別な理由により、町が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 位置 町ホームページで町が指定した位置
- (2) 枠数 10枠程度
- (3) 規格

大きさ 縦100ピクセル 横320ピクセル

データ形式 JPEG若しくはGIF

データ容量 200KB以下

画像は静止画像とすること

(バナー広告の掲載禁止)

第4条 要綱第3条第2項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

- (2) 町の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の内容又は表現として適当でない町が認めるもの

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、町が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、町が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、町が別に定める。

(広告主の募集)

第6条 バナー広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、町ホームページ、町広報紙等で公募するものとする。

2 広告掲載希望者は、掲載開始日から起算して20日前までに、三芳町ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）を町に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第7条 町は、広告掲載希望者から前条第2項による申し込みがあった場合は、要綱第6条に規定する委員会において、掲載の可否を決定し、三芳町ホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 町は、提出されたバナー広告案の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

(バナー広告の提出)

第8条 広告主は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、町に提

出するものとする。

2 前項により提出されたバナー広告の内容が第4条の規定に該当すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(バナー広告の掲載料等)

第9条 バナー広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、次のとおりとする。

(1) 町ホームページのトップページ 1枠 月額15,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 町ホームページのその他のページ 1枠 月額8,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 広告主は、要綱第7条に基づき広告掲載料を納付するものとする。

(掲載の取消し)

第10条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 要綱第9条第1項の規定に反すると判断したとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと町が判断したとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合は、町は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、既納の広告掲載料の還付又は納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。この場合において、町は、広告主に対して一切の補償は行わない。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、書面を添えてバナー広告掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、町は広告主が町に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(町ホームページの停止)

第12条 町は、1日を超えて町ホームページの運営を停止した場合は、広告主が納入すべき広報掲載料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、町がホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額は行わないものとする。

(バナー広告の変更)

第12条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

第13条 広告主が、前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、第7条及び第8条の規定を準用する。

(リンク先のURLの変更)

第14条 広告主は、バナー広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、町に届け出るものとする。

(その他)

第15条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町の判断に従うものとする。

2 この基準に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第52号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する

附 則 (令和4年告示第43号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する